

# 社会保険 しまね

助け合い 生きる安心 社会保険

No.794

平成26年  
11月号

P2 日本年金機構からのお知らせ

P3 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4 島根県社会保険協会からのお知らせ



楠本宗平《柿の図》 今岡美術館蔵(出雲市天神町)

# 事務担当者説明会のご案内

次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。

**対象者** ①新任担当の方 ②新規加入事業所の方 ③その他受講を希望される方

出席を希望される方は、事前に年金事務所へ電話にてご連絡ください。

地 区	日	時	会 場
松 江	12月11日(木)	13:30~16:00	島根県民会館(303会議室)※
出 雲	12月16日(火)	13:30~16:00	出雲市民会館(302研修室)
浜 田	12月12日(金)	13:30~16:00	浜田年金事務所

※駐車料金が必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。

## 11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」です

日本年金機構では、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を積極的に行っています。また、今年から、「ねんきんネット」などを活用してご自身の年金記録や年金受給見込み額を確認し将来の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的に、11月30日(いいみらい)を「年金の日」とすることになりました。

●島根県内での「ねんきん月間」の主な活動は、次のとおりです。

- ◆年金相談の窓口として、県内各地区で「出張年金相談」の実施
  - ◆職域型年金委員の皆さまを対象とした「年金委員研修会」の開催
  - ◆教育機関等へ出向いての年金制度説明会の開催やパンフレット配布
- 詳しくは、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

松江・出雲・浜田年金事務所での  
休日年金相談のご案内  
11月30日(日) 年金の日  
9:30~16:00

年金記録の確認には、簡単・便利な「ねんきんネット」をご利用ください **ねんきんネット** 検索 [http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)  
お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」☎0570-058-555 ※050で始まる電話からは ☎03-6700-1144

## 最低賃金額が改定されました

島根県内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用される島根県最低賃金が、次のとおり改定されました。年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、すべての労働者に適用されます。

**島根県最低賃金 時間額 679円** …… 平成26年10月5日から ※産業によって、特定(産業別)最低賃金が定められているものがあります。

※最低賃金に関するお問い合わせは、島根労働局または最寄りの労働基準監督署へお願いします。

## 年金相談のご案内

2015  
12月~1月

相談時間、注意事項は毎月の納入告知書に同封します「年金機構からのお知らせ」をご覧ください。

**【手話による年金相談】浜田年金事務所**  
毎月第4木曜日・第2土曜日  
(土曜日は前週金曜日までに事前申込が必要です。)

- お問い合わせ先
- 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540
- 出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045
- 浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

地 区	会 場	相 談 日	
松江	仁多庁舎	12月 5日(金) 2015.1月 9日(金)	
	横田庁舎	12月19日(金) 2015.1月23日(金)	
	隠岐の島町	隠岐の島町ふれあいセンター	12月 3日(水) —
		隠岐の島町役場	12月 4日(木) —
	西ノ島町	中央公民館	— 2015.1月14日(水)
		海士町役場	— 2015.1月15日(木)
出雲	大田市	12月 3日(水) 2015.1月28日(水)	
	大田市役所*	12月11日(木) 2015.1月 8日(木)	
浜田	益田市	12月24日(水) 2015.1月27日(火)	
	津和野町	12月19日(金) —	
	吉賀町	— 2015.1月16日(金)	

※大田市役所での年金相談は予約制です。詳しくは出雲年金事務所にご確認ください。



# 資格喪失後の保険給付について

健康保険の保険給付は、被保険者に対して行われるのを原則としていますが、退職などにより被保険者でなくなった(資格喪失)後においても、一定の条件のもとに保険給付が行われます。



## 1 保険給付を受けている人が資格を喪失した場合(継続給付)

資格を喪失する日の前日までに継続して一年以上被保険者であった人は、以下の受給要件を満たせば、傷病手当金及び出産手当金を引き続き受給することができます。

給付の種類	傷病手当金	出産手当金
給付の概要	療養のために仕事を休み、給料を受けられないときに、支給開始から1年6ヶ月の範囲で標準報酬日額の3分の2に相当する額を支給。	出産のために会社を休み、その間に給料を受けられない場合に、出産の日(実際の出産が予定日後のときは出産予定日)前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産の翌日以降56日目までの範囲内で、標準報酬日額の3分の2に相当する額を支給。
受給要件	資格を喪失する日の前日までに継続して一年以上被保険者であった者で、資格を喪失する前日に現に手当金の給付を受けているか、受けられる状態である場合。※1・2	

※1:退職日に勤務している場合は、支給されません。 ※2:傷病手当金について、老齢厚生年金等の老齢退職年金給付を受けられるとき(全額支給停止の場合は除く)は、支給されません。ただし、老齢退職者年金給付の額が傷病手当金の額を下回る場合は、その差額が支給されます。

## 手続きについて

いずれの手続きも、原則、在職中と同じですが、以下の点にご留意ください。

- 傷病手当金・出産手当金に係る事業主の証明欄の記載は不要です。
- 老齢退職年金給付を受けられるときは、直近の年金額が確認できるもの(年金証書、改定通知書、支払通知書のコピー)を添付してください。
- 出産一時金について、直接支払制度(出産にかかった費用を協会けんぽが病院等へ直接支払う制度)を利用する場合は、協会けんぽが発行する証明書類(資格消失証明書等)を医療機関等へ提示する必要があります。

## 2 資格を喪失した後に保険給付を受ける事由が生じた場合

これには、死亡に関する給付と出産に関する給付に2種類があります。

給付の種類	埋葬料(埋葬費)	出産育児一時金
給付の概要	被保険者が死亡された時に、亡くなった被保険者により生計を維持されて、埋葬を行う方に「埋葬料」として5万円を支給。埋葬料を受けとられる方がいない場合は、実際に埋葬を行った方に、「埋葬費」として5万円の範囲内で実際に埋葬に要した費用が支給。	被保険者が出産された時に、1児につき原則42万円が支給。
受給要件	次のいずれかに該当した場合 ①資格喪失後3ヶ月以内に死亡したとき ②上記の1の傷病手当金、出産手当金の継続給付を受けている間、または受けなくなってから3ヶ月以内に死亡した場合。	資格を喪失する日の前日までに継続して一年以上被保険者であった者で、資格を喪失後、6ヶ月以内に出産した場合。※3

※3:被保険者期間が一年以上ある者が退職して任意継続被保険者となり、その任意継続被保険者の資格を喪失後6ヶ月以内の出産の場合も支給されます。

● 手続きに関するお問い合わせ先

協会けんぽ島根支部業務グループ  
☎0852-59-5144

## 健康レシピのご紹介

レシピ提供: 公益社団法人 島根県栄養士会



1人分 カロリー 238kcal  
塩分 1.1g たんぱく質 15.3g

島根支部ホームページサイト「へるし〜まね」では健康づくりに役立つレシピをご紹介します。ぜひご覧ください!

協会けんぽ島根

検索

## 豚肉のんにくソテーきのこ添え

### 作り方

- 1 豚肉は筋切りをし(食べやすく1cm幅に切っても良い)、両面に軽く塩とこしょうで味付けをする。
- 2 しめじと舞茸は石づきを取り、ほぐす。生しいたけは石づきを取ってから1cm幅に切る。
- 3 大根はすりおろし、軽く水気を切る。かいわれ大根は根元を切り落とし半分にする。
- 4 しょう油と酢を合わせ、酢じょう油にする。
- 5 フライパンを熱し、油を半量入れ、①の肉を焼く。焼き色がついたら裏返し、中火にして中まで火を通す。
- 6 フライパンから肉を取出し、汚れをふき取ったら、残りの油を入れて、②のしめじと舞茸、生しいたけを炒め、塩こしょうをする。
- 7 焼いた肉を皿に盛り、⑤を添え、肉の上に大根おろしをのせ、④をかけ、かいわれ大根をちらす。

### 材料(2人分)

豚ロース肉 …………… 160g  
塩 …………… 少々  
こしょう …………… 少々  
んにく薄切り …………… 1かけ分  
油 …………… 小さじ1  
しめじ …………… 60g  
舞茸 …………… 60g  
生しいたけ …………… 40g  
大根 …………… 100g  
かいわれ大根 …………… 6g  
濃口しょう油 …………… 大きじ1/3  
酢 …………… 小さじ4/5

今月の  
おすすめ



2015



## 平成27年用カレンダー(ダイアリー兼用)をご希望の方に配布します

(一財)島根県社会保険協会と松江・出雲・浜田社会保険委員会では、26年度の社会保険委員等研修会受講者の皆さんにお配りしますが、若干の予備を作成しましたので、ご希望の事業所の皆様にお配りすることとしました。昨年までの、「B2版1枚で、月毎に切り取り可能」のスタイルから、形式を変更しました。縦10cm×横21cm(およその寸法です)の、縦方向見開き1ヶ月表示の手帳タイプです。(壁掛けにすると縦横がそれぞれ約21cmです)

11月20日からホームページに、申込み方法と共に写真を載せますのでご覧ください。

冊数に限りがありますので、先着順とさせていただきます。最終申込み締め切りは、12月5日です。申込み多数の場合の最後の1冊については、同着の方の抽選とさせていただきます、発送をもってお知らせに代えさせていただきます。

## 26年度冬期助成事業が始まります

(一財)島根県社会保険協会では、会員事業所(26年度会費納入事業所)の被保険者(被扶養者を含む)の皆さんを対象にした、冬期の利用料助成事業が12月1日から始まります。利用助成事業は、昨年度と同じくスケート、ボウリング、温泉施設、スキー場リフト券の利用料助成で、温泉施設には変更があります。今年度は、「平成26年度冬期助成のお知らせ・利用券」を「社会保険しまね11月号」に同封しましたので、ご利用ください。

また、前年度より、スキー場リフト券につきましては、「お一人様1回のみ」とさせていただきますのでご注意ください。

なお、スキー場リフト券助成につきましては、従来2月末日までの利用分に対して助成していましたが、会計処理の都合上2月20日までの利用分を対象としますので、3月6日必着で、当協会宛にリフト券を添付して請求書を送付してください。

## 平成27年度版「社会保障便利辞典」について

この「社会保障便利辞典」は2年に1回(今回は25年2月送付)会員事業所の皆様に1冊ずつお送りしていました。しかし、「使用していないので不要」とのお声も寄せていただいていますので、今年度はご希望いただきました会員事業所の皆様に1冊ずつ送付させていただくこととしました。

恐れ入りますが、ハガキ(又は封書)で、

- ①「平成27年度版社会保障便利辞典」希望
- ②事業所所在地

- ③事業所名
- ④電話番号

の4点を記載して、当協会宛<690-0851松江市堂形町741-4(一財)島根県社会保険協会>に送付してください。社会保障便利辞典の送付時期は、27年2月後半となる予定です。

送付希望の締め切りは、印刷の都合上12月10日到着分までとさせていただきます。

## 島根県の状況 <速報版>

(平成26年8月末)

	厚生年金	健康保険
適用事業所数	11,791 事業所	11,565 事業所
船舶所有者数	69 事業所	—
被保険者数	男性	97,729 人
	女性	70,352 人
	坑内員	4 人
	船員	858 人
被扶養者数	—	106,111 人

厚生年金の受給権者数(26年7月末)	247,966人
年金額(26年7月末) (年金額には、基礎年金額、並びに停止額を含む)	2732億91百万円
健康保険の給付件数	235,448件
健康保険の給付額	30億96百万円

※年金額・給付費は百万円未満切り捨て。

社会保険に関する  
各種書類のダウンロードや、  
最新の情報はこちらから!

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>  
 全国健康保険協会島根支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>  
 島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社会保険しまね 通巻793号

発行者/(一財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部

2014.11.10発行 ※次回の発行については平成27年1月を予定しています。